

互助会報

※広告紙でも各所属へ一部ずつ配布しています。



令和6年3月1日

第275号

一般財団法人佐賀県教職員互助会

エンジョイサポート事業の提出は4月末まで！

請求書は年度1回、**【令和6年3月31日まで】の利用分を、4月末までに提出**をお願いしています（必着）。**〆切を過ぎた請求書は受理できませんので、お早目の提出をお願いします。**

※補助対象外のものが含まれていたり、計算ミス等により補助上限に達していなかったりしても、互助会で修正のうえ給付しますので、提出前にはよくご確認ください。

※親子チケット・ペアチケットなどは本人1名分の金額が分かる資料があれば添付して下さい。（添付するものがない場合、該当チケットの半額が補助対象となります。）

エンジョイサポート事業の提出前に再チェック！



- 会員が利用し支払ったものが補助対象です。（家族分は×）
 - 利用が終わってから提出してください。（年間パスポートや講習受講など、特にご注意ください。）
 - 領収書は本人宛のみ、電子チケットの場合は、本人・家族名義のみが対象です。（紙のチケット半券は、代理購入者の宛名でも補助対象としています。）
 - 領収書（または代替書類）やチケット半券を貼付してください。
代替書類例：通帳コピー（口座引落該当部分・表紙） / 口座振込明細書・払込受領書
インターネットバンキングの口座照会・出入金明細の画面コピー
カード会社の利用代金明細書（明細書に名前がない場合は通帳コピーも必要）
- ※ メールの写し・チケットサイトの決済完了画面コピーは、あくまで補助資料です。

人間ドックを4月下旬までに受診する方へ

「人間ドック補助決定通知書」は、4月下旬に所属に送付予定です。

受診期間は4/1～10/31のため、**4月下旬に届く前に受診する方は、受診予定日の5日前までに互助会へご連絡ください。**別途、所属に郵送します。

佐大附属の学校や市町教委に異動予定の皆様へ

異動されても互助会の会員資格は継続しますが、主な変更点が3つありますので、お知らせします。

● 会費等の納入方法について

給与引去りから口座振替（21日前後）に変更になります。口座を登録する必要がありますので、3月下旬送付予定の「**預金口座振替依頼書**」に記入のうえ、**4/5(金)までに互助会へ提出**してください。

● 医療費補助について

公立学校共済組合以外の健康保険証に変更になりますので、医療費補助は、**請求が必要**になります。被扶養家族分も含め、「非共済組合医療費補助請求書」に領収書を添付し請求してください。（複数月分をまとめて請求可）

様式は、互助会 HP からダウンロードが可能です。

（互助会 HP > 申請様式一覧 > 給付事業 > 「非共医療補助請求書（PDF）」）



● 人間ドック補助について

互助会の補助と**ご加入の共済組合の補助との併用は可能**です。ただし、併用が可能かどうか、ご加入の共済組合と医療機関の両者へ、事前に確認をお願いします。

（お知らせ）パートナーシップ宣誓をした会員の方へ

「パートナーシップ宣誓」をされた会員の方は、令和5年4月1日より結婚祝金の請求が可能となりました！！



佐賀県では、令和3年8月27日より同性のカップルなど性的マイノリティの方々が、お互いをかけがえないパートナーであることを知事に対して宣誓する「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」を始めました。パートナーシップ宣誓した方には、二人の関係を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」が交付されます。佐賀県教職員互助会は、佐賀県の趣旨に賛同するとともに、会員の皆様一人ひとりが性の多様性を理解しお互いに認め合える環境が整うことを応援するために、「パートナーシップ宣誓」をした会員への結婚祝金を給付することとしました。

【請求方法】

・互助会指定の様式に記入し、「宣誓書の写」または「宣誓書受領書の写」を添付して互助会へ会員が直接提出

※**プライバシーを考慮して、個別給付を行います。所属に配布する給付決定通知書には記載しません。**

貸付申込時の注意点！

申込用紙内の「他の借入状況」欄に他の金融機関で借り入れ等があるにも関わらず、空欄で提出されていることがあります。

申込書の一番下の注意書きにも記載している通り、虚偽の申請等は一括償還をしていただくことになりますのでご注意ください。

○「他の借入状況」に記入する対象は次のようなものも含まれます。

互助会・共済組合以外の借入（住宅ローン、学資ローン、カードローンなど）

臨時的任用職員の皆様へ

令和4年4月より、公立学校共済組合佐賀支部に加入している組合員で、互助会加入の申出された臨時的任用職員の方は、正規会員としています。

ただし、任用期間が限られることによりメリットを得られない事業（貸付事業やリフレッシュ助成など）、基礎給料月額をもとにした会費と給付内容のバランスの整合性を考慮して、下記のとおり、臨時的任用職員の皆様には対象としない事業があります。

○会費及び会費積立金

・会費 **徴収する**

→給料月額（教職調整額を含む）×10/1,000

・会費積立金 **徴収しない**

→臨任以外の正規会員 給料月額（教職調整額を含む）×5/1,000



○対象としない事業（下記以外は臨任以外の正規会員と同じ）

貸付事業・リフレッシュ助成・拠出型企業年金保険（ハッピーライフ）・人間ドック補助
休業手当金・療養見舞金・傷病見舞金・介護休暇給付金

引き続き臨時的任用職員として勤務予定の方で、まだご加入されてない方は是非ご確認ください！
加入希望の方は「互助会加入申込書」にご記入のうえ、所属の事務室を通して互助会へご提出ください。（申込書の様式は、文書管理の添付データまたは、HPよりダウンロードをお願いします。）

※ 来年度、新規で臨時的任用職員に任用される方は「共済組合員申告書」をご提出の際に、互助会加入の有無のチェックをつけてお申し出ください。

○チケット斡旋事業～申し込み方法変更～

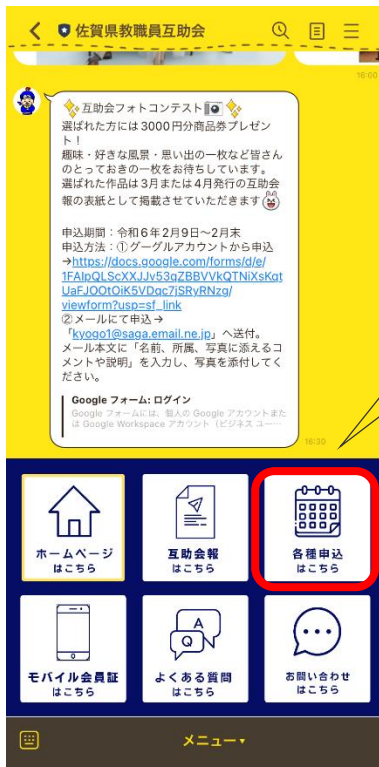
互助会員の皆様は各種コンサート等のチケットがお得（手数料等不要）に購入できます！
 これまでは FAX での申し込みでしたが、令和6年度から「互助会公式ライン」での申し込みへと変更いたします。（今回のチケット申し込みは FAX と公式ラインの両方で受け付けます。）

【公式ラインからの申込方法】

① 互助会公式ラインを友達追加 →



②



「各種申込はこちら」
をクリック

③



「申し込みはコチラ〇月〇日
締切」をクリック

④



氏名・職員番号など必要
事項を入力後、「送信」を
押して申込完了！